

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

内閣法制局

昭和四七年一月五日提案 昭和四七年一月七日決裁 主査 早坂

長 官 第一部長 参事官 参事官補

次 長 総務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会(昭四七、九、一四)から提出要求あり

下標託の件について、別紙のとおりとリキとのため、これを

同委員会に提出して頂くこと。

内閣法制局

第五條(C)、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全

保障条約前文並びに日本國とソビエト社会主義共和國

連邦)

國との共同宣言に第三段の規定は、この國際法の原則

を宣明したものである。そして、わが國が右の集團

的自衛権を有していることは、國家である以上、当然と

いはなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが國は國際法

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係

(参決委(昭四七、九、一四)に付ける水口議員要求の資料)

國際法上、國家は、わが國の集团的自衛権を行使し、自

國と連帶關係にある外國に對する武力攻撃を、自國が直

接攻撃せしめて、ないにかりわす、実力をもちて阻止すること

が正当化されるという地位を有しているものといはれており、

國際連合憲章第五一條、日本國との平和條約

内閣法制局 昭和四七年十月廿日

下付 287



昭和四十七年一月十三日 閣議 昭和四十七年一月十三日 閣議 王 室

長 官 國 防 第一部長 参 事 官  
次 長 了 総務主幹 参 事 官 補

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員より所衛庁に  
対し提出要求のあつた標記の資料(別添)について、  
同庁より当庁の見解を求められたに、検討したとこ

内閣法制局

ろ、当庁にらんと併に異を申し立てるに及ばないと考  
えらるゝ、いかに。

御高裁を仰ぎます。

内閣法制局

(要)

参議院水口宏三議員要求資料

防衛庁 47.10.14

自衛行動の範囲

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわれる自衛権発動の要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合と他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと)に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要限度において、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このような

## 自衛行動の範囲について

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわれる自衛権発動の3要件(わが国に対する意図不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまらばきこと)に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の様態に依するものであり、一概にはいえませんが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができると解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものである。このように観点から、一応、「いわゆる海外派兵とは、一般的に言えば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このように海外派兵は、憲法上許されないものと解している。
- 4 わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合においてもなお極して自衛を待つべしということから、憲法の趣旨とするところは解し得ず、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最少限度の措置をとること、尤も先づ、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるといふべきものである。
- 5 さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうであるかを明確にされたいとの趣旨かと思われ、現実の事態においては、事は広範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段・態様等により千差万別であり、限られた与件のみを仮設して論ずることは適当でないと思われる。一方、具体的自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれるので国会のご審議を願うという手段が用意されており、現段階においては抽象的な原理・基準でやむを得ないものと考えられる。





# 自衛隊員の服務の宣誓

## 宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

# 日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！！

## NATO条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、**単独に及び共同して**、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する**個別的の及び集団的の能力**を維持し発展させる。

## 日米安保条約第3条

締約国は、**個別的に及び相互に協力して**、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する**それぞれの能力**を、**憲法上の規定に従うことを条件として**、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以前）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、**集団的自衛権**の行使を禁じている**憲法の範囲内**のものに限られることを明確にするために、「**憲法上の規定に従うことを条件**」としている。

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

平成26年7月1日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えない軍事大国とはならず、非核三原則を守るための基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に関与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならぬ。

## 9

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正統の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域においても発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一國のみで平和を守ることではできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとりて行

動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国の相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の美効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づき「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまでに以上に積極的に関与するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基き、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

### 1 武力攻撃に至らない侵害への対応

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

(2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとともに、基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分

邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域内政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲において「国家に準ずる組織」は存在していないということを意味する。

(ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域内政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

(エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

### 3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参

議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えざるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

出典：平成26年7月1日国家安全保障会議決定、閣議決定

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」、より小西洋之事務所作成  
平成30年3月20日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

何によって本件における結論が左右されるものでもない。

(5) したがって、改正行訴法下においても、無名抗告訴訟を適法な訴えと認められるためには、①一義明白性、②緊急性（必要性）及び③補充性の三要件を充たすことが必要といふべきである。

ところが、本件では、次に詳述するとおり、そもそも、上記①及び③の要件充足性を吟味するまでもなく、上記②緊急性（必要性）の要件を到底充たし得ないことが明らかであるといえる。

## 2 懲戒処分予防を目的とする無名抗告訴訟はそもそも緊急性（必要性）の要件を充たすとはいえないこと

(1) 以上を念頭に検討するに、まず、原審答弁書第2の6(1)(5)及び6ページで述べたとおり、防衛出動命令は、武力攻撃事態又は存立危機事態という我が国に深刻・重大な被害が及ぶことが明らかなる状況において、我が国を防衛するため必要がある場合に初めて発令されるものであるところ、現在に至るまで、武力攻撃事態が発生したことはなく、防衛出動命令が発令されたことがないことはもとより、その前提となる手続が行われたこともない。また、現時点で存立危機事態も発生しておらず、また、現時点における国際情勢に鑑みても、本件訴訟が係属する当面下において、将来的に上記事態が発生することを具体的に想定し得る状況にはない。

この点、控訴人は、「アメリカと北朝鮮との間で武力衝突が発生した場合、（中略）我が国の存立、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある。」（注：傍点は引用者）と主張するが（控訴理由書第1の2・1ないし3ページ）、かかる主張も、飽くまでも、抽象的な仮定を述べるものによらず、上記主張をもってしても、将来、武力攻撃事態又は存立危機事態が発生するか否かや、その時期が具体的にいつであるのかを何ら示唆するものでないことは明らかであり、現時点ないし本件訴訟が係属する当面下において、現状の国際情勢が著しく変動し、防衛出動命令の前提

となるべき武力攻撃事態又は存立危機事態が発生し得ることの具体的危険性を肯定することはできない。そうである以上、現時点ないし本件訴訟が係属する当面下において、防衛出動命令の発令がされることについての具体的・現実的蓋然性は認められず、なおかつ、いつ何時いかなる状況下において現に発令される蓋然性があるのかすら何ら確たることをいい得ない状況である現状に変わりはないのである。

(2) また、原審答弁書第2の6(2)(6ページ)で述べたとおり、自衛隊法76条1項の規定からすれば、万が一、存立危機事態が発生したとしても、必ずしも自衛隊全部について出動が命ぜられるものではなく、出動を命ぜられない部隊も存在し得るところ、控訴人は、現在、陸上自衛隊関東補給処総務課運営係に所属しており、直接戦闘を行う戦闘部隊に所属してはいないに、過去に直接戦闘を行うことを主たる任務とする部隊に所属したこともないことからすれば、仮に存立危機事態が発生し、防衛出動命令が発令されたとしても、控訴人の所属する部隊の出動が命ぜられる蓋然性や、控訴人本人に対して、防衛出動命令に係る具体的な職務命令が発せられる蓋然性が高いことを裏付ける事情が存するとも到底いい得ない。

さらに、万一、控訴人に対し、防衛出動命令に係る具体的な職務命令が発せられ得るとしても、その具体的内容は定かでない、例えば、我が国の防衛に何ら影響を及ぼさないような、またあるいは、控訴人の生命身体にも何ら影響を及ぼさないような、末端の後方支援活動に係る職務命令が発せられる可能性もないではない。そして、前記第3の2でも述べたとおり、現在に至るまで、自衛官が、防衛出動命令に係る具体的な職務命令に違背したことが自衛隊法46条1項各号所定の懲戒事由に当たるとして懲戒処分が行われたことはないところ、万一、控訴人に対し、防衛出動命令に係る何らかの職務命令（特に、例えば、上記のような我が国の防衛に何ら影響を及ぼさないような内容の職務命令）が発せられ、控訴人がこれに違背したとしても、それに